

賃上げにつきまして

IT導入補助金において審査で重要視される項目は「賃金引上げ」の実施です。
弊社では、賃上げ表明を行っていただくことをご提案しサポートさせていただきます。

給与支給総額1.5%向上させる

計算式

$$\text{給与支給総額} = \text{給料賃金} + \text{その他給与所得科目} + \text{専従者給与} + \text{青色申告特別控除前の所得金額}$$

※従業員がいない場合は役員報酬を賃上げすることで達成可能 ※福利厚生費、法定福利費、退職金は含まれません
※ただし、青色申告特別控除前の所得金額がマイナスである場合など、給与支給総額がマイナスになることもあります

事業所内最低賃金を地域別最低賃金より50円アップさせる

※あくまで最低賃金の方のみ

※交付された補助金が生産性の向上に繋がっているかを重点的に審査されるため、賃金引上げの意向を表明出来ない場合は、採択率が下がる傾向がございます。

※当該加点はあくまで加点であり、採択を確約するものではありません。

※交付された補助金が、生産性の向上に繋がっているかを重点的に審査されるため、賃金引上げの意向を表明出来ない場合は、不採択になる可能性がございます。

※「給与支給総額を年率平均1.5%増加」とは、企業が給与として支払う金額を年1.5%増加させるという意味であり、全従業員に対して賃上げを実施する必要はありません。

※達成されなかった場合、中小企業庁が管轄する他の補助金の申請にあたって、大幅に減点されます。

令和7年1月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）、事業再構築補助金（中小企業省力化投資補助事業を含む）が対象です。

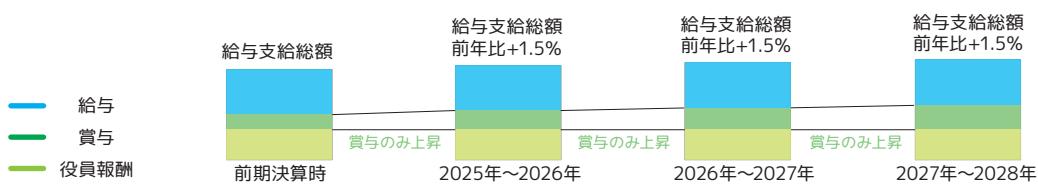
賃上げ要件をクリアするためのヒント

○基本給以外の賃上げもOK

給与としてカウントされるのは基本給だけではありません。

たとえば残業代や各種手当、ボーナスも賃上げ要件の対象ですから上手に利用してください。

※役員報酬も賃上げ要件の対象です



○従業員の増加

従業員数の増加により、給与支給総額が拡大することも賃上げの要件として許容されています。